

令和3年度

蓮田白岡衛生組合定期監査兼行政監査
結果報告書

蓮田白岡衛生組合監査委員

< 目次 >

	頁
第1 監査の概要	
1 監査の種類	2
2 監査のテーマ	2
3 監査の目的	2
4 監査の主な着眼点	2～3
5 監査の対象及び範囲	3
6 実施期間	3
7 監査の方法	3
第2 監査の結果	
1 調査対象	4～5
2 賃貸借契約物件の分類別集計結果	6
3 賃貸借料の年度別金額の推移	7
4 賃貸借契約の監査結果	8～9
5 各課のヒアリング結果	9～10
第3 むすび	11

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査、並びに蓮田白岡衛生組合監査基準第2条に基づく監査

2 監査のテーマ

組合で使用する事務処理等の賃貸借契約について

3 監査の目的

賃貸借契約については、事務機器、システム、自動車などの導入物品を複数年にわたり分散化し、単年度の財政負担の軽減、故障時の代替品の確保、機器の保守管理など事務の軽減を図ることを目的とし、さまざまな物品等を対象に行われている。

蓮田白岡衛生組合では、契約事務の公平性、経済性を確保するために、それぞれの契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等の解釈を客観的、総合的に判断し決定している。

このような状況を踏まえ、賃貸借契約の実態の把握、正確性、透明性、経済性、効果及び効率性の観点から事務が適正に執行されているかを検証し、契約事務の執行に資することを目的として監査した。

4 監査の主な着眼点

(1) 契約の手続きについて

- ア 契約事務手続きは法律や規則等に基づいて適正に行われているか。
- イ 契約内容の履行に必要な事項が仕様書等に明示されているか。
- ウ 効果と効率化はどのように行っているか。

(2) 契約方法について

ア 指名競争入札について

指名競争入札とした根拠及びその理由は、業者選定基準が明示されているか。

イ 随意契約について

随意契約とした根拠及びその理由は、業者選定書等に明示されているか。
また、妥当性を判断するに足りる適切なものとなっているか。

(3) 借入後の維持管理について

ア 借入後の維持管理が正しく管理されているか。

イ 借入後の機器類の故障や破損などの発生時の対応は、正しく行われているか。

ウ 庁用自動車等の車両において、事故や故障などの発生時の対応は、正しく行われているか。

5 監査の対象及び範囲

令和3年度の一般会計予算における「13節 使用料及び賃貸料」から支出された賃貸借契約を締結しているものとした。

6 実施期間

監査期間 令和4年1月11日（火）から令和4年1月21日（金）まで

監査日 令和4年1月25日（火）

7 監査の方法

監査の方法は、各所属課から提出された調査票及び関係書類に基づき、監査を実施するとともに、ヒアリングを行い、併せて現場確認を実施した。

第2 監査の結果

1 調査対象

調査対象を以下の賃貸借契約とした。

(1) 庶務課 (14件)

件名	賃貸期間	契約金額 (税込み)	契約業者名	入札方法
ごみ分別アプリ借上	36 か月	1,144,920 円	白岡蓮田環境事業協同 組合	随意契約
人事給与システム借上	60 か月	6,179,760 円	(株)ぎょうせい関東支社	指名競争入札
印刷機借上	60 か月	396,000 円	理想科学工業(株) 理想さいたま支店	指名競争入札
複写機借上 (管理棟)	60 か月	1,380,240 円	リコージャパン(株) 埼玉支社公共文教営業部	指名競争入札
	再リース 6 か月	140,580 円		
複写機借上 (ごみ処理 施設、リサイクルプラ ザ)	60 か月	1,124,928 円	教育産業(株)	指名競争入札
電算事務機器借上	60 か月	16,050,744 円	○リース 富士通リース(株)関東支店	指名競争入札
	再リース 12 か月	2,063,688 円	○保守 ミツイワ(株)関東営業部	
電算事務機器 (追加) 借上 1	60 か月	2,741,040 円	富士通リース(株) 関東支店	指名競争入札
電算事務機器 (追加) 借上 2	24 か月	1,214,400 円	富士通リース(株) 関東支店	随意契約
財務会計システム借上	60 か月	8,294,400 円	○リース (株)J E C C	指名競争入札
	再リース 12 か月	792,000 円	○保守 内田洋行(株)営業統括グル ープ	
A E D 借上	60 か月	409,200 円	セコム(株)	随意契約
庁用自動車借上 (アクア)	84 か月	2,393,160 円	(株)トヨタレンタリース 新埼玉	指名競争入札
庁用自動車借上 (ハイゼットカーゴ)	84 か月	1,197,504 円	(株)トヨタレンタリース 新埼玉	指名競争入札

件名	賃貸期間	契約金額 (税込み)	契約業者名	入札方法
庁用自動車借上 (キャリイトラック)	84 か月	1,496,880 円	(有)ナックファクトリー	指名競争入札
庁用自動車借上 (ノア)	84 か月	2,614,920 円	(株)トヨタレンタリース 埼玉本店	指名競争入札

(2) 廃棄物対策課 (3件)

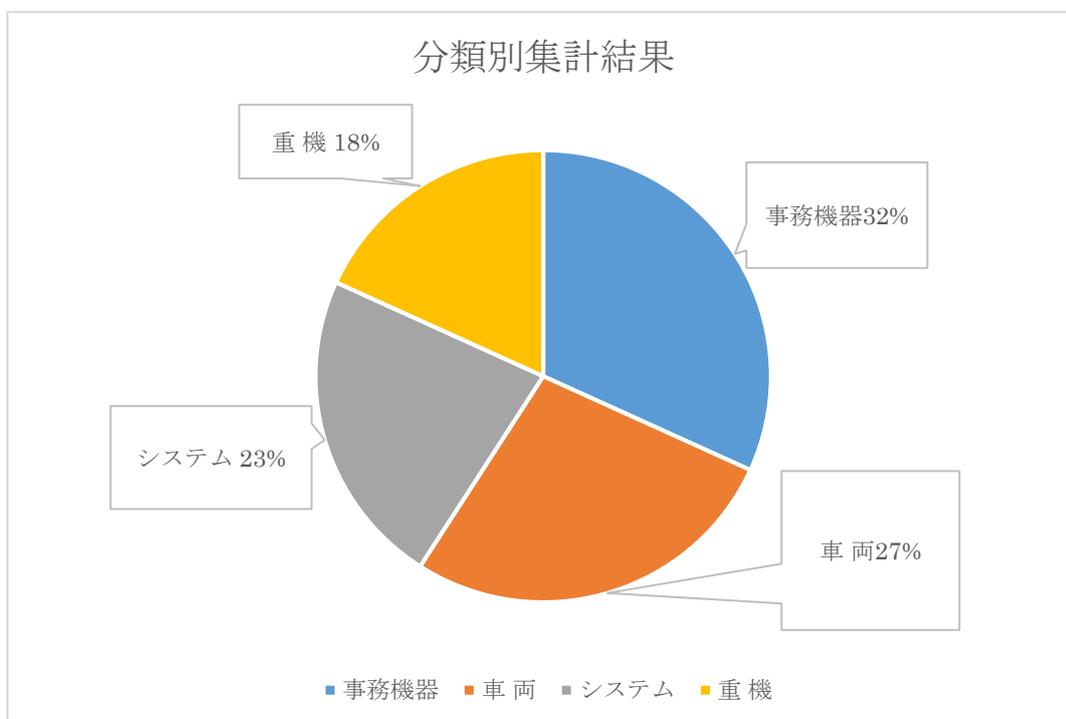
件名	賃貸期間	契約金額 (税込み)	契約業者名	入札方法
粗大ごみ・指定ごみ袋 納付書発行システム借 上	60 か月	10,885,040 円	○リース 富士通リース(株)関東支店	指名競争入札
	再リース 10 か月	1,079,430 円	○保守 内田洋行(株)営業本部	
自動車番号認識システ ム借上	60 か月	7,966,200 円	J A 三井リース(株) 関東・甲信越営業本部 埼玉支店	随意契約
庁用トラック借上	84 か月	3,925,838 円	(有)ナックファクトリー	指名競争入札

(3) 施設管理課 (5件)

件名	賃貸期間	契約金額 (税込み)	契約業者名	入札方法
フォークリフト借上 (2.5トタイプ)	84 か月	4,031,364 円	埼玉ユニキャリア販売(株) 久喜営業所	指名競争入札
フォークリフト借上 (2.0トタイプ)	84 か月	4,239,324 円	(株)アクティオ久喜営業所	指名競争入札
アームロール車借上	60 か月	4,819,500 円	日立キャピタルオートリ ース(株)北関東支店	指名競争入札
	再リース① 24 か月	1,601,856 円		
	再リース② 24 か月	1,751,542 円		
	再リース③ 24 か月	1,589,280 円		
ミニショベル借上	84 か月	4,124,714 円	コマツ埼玉(株)	指名競争入札
ミニローダー借上	84 か月	4,303,069 円	コマツ埼玉(株)	指名競争入札

2 賃貸借契約物件の分類別集計結果

分 類	件 数	割 合
事務機器	7 件	32%
車 両	6 件	27%
システム	5 件	23%
重 機	4 件	18%
合 計	22 件	100%

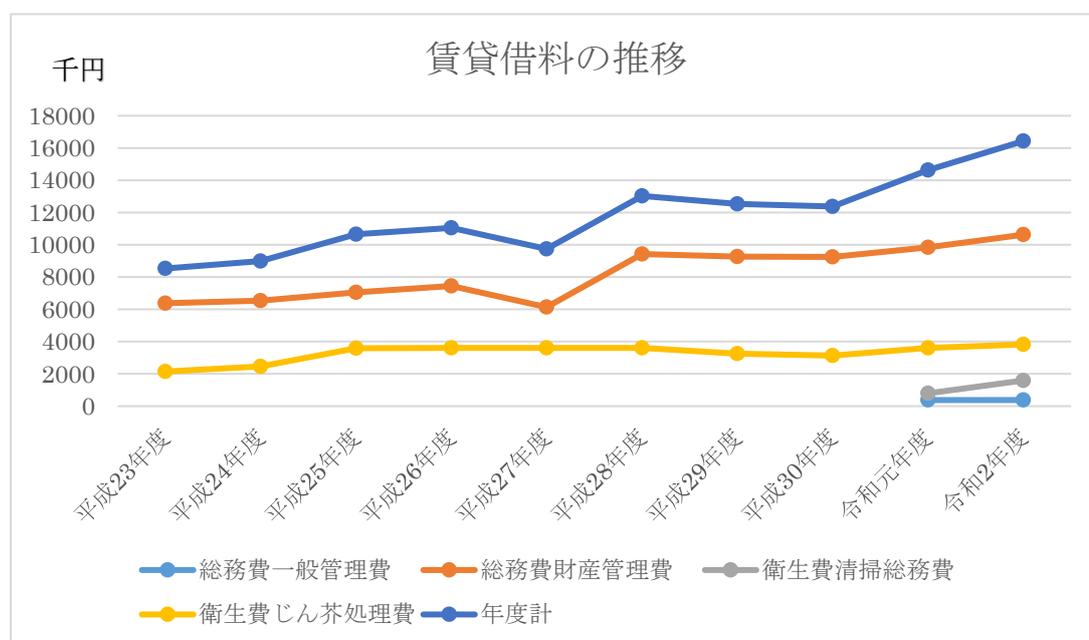


3 賃貸借料の年度別金額の推移

過去10年の年度別賃貸借料の推移

単位：円

年 度	総務費		衛生費		金 額
	一般管理費	財産管理費	清掃総務費	じん芥処理費	
平成 23		6,383,559		2,149,308	8,532,867
24		6,543,936		2,456,580	9,000,516
25		7,047,936		3,598,560	10,646,496
26		7,452,518		3,605,160	11,057,678
27		6,136,500		3,605,160	9,741,660
28		9,430,184		3,607,941	13,038,125
29		9,276,768		3,253,068	12,529,836
30		9,252,144		3,127,896	12,380,040
令和元	379,320	9,845,784	796,620	3,609,156	14,630,880
2	382,800	10,628,412	1,593,240	3,826,766	16,431,218



4 賃貸借契約の監査結果

(1) 賃貸借契約とした理由（複数理由有）

- ア システムを借上げることで情報発信の効率化と市民の利便性の向上が図ることができるため。（1件）
- イ 購入と比較した場合、単年度における多額の支出を抑えられ、支出の平準化を図ることができるため。（11件）
- ウ 事務機器やシステムは、新しい技術が次々に開発され、時間が経過すると陳腐化してしまうため。（7件）
- エ 機器を借上げることで、機器の遠隔監視システムによって常に正常な状態で使用できるため。（1件）
- オ 車両を借上げることで、法定点検などの点検整備を付加することにより事務の効率化を図ることができるため。（8件）
- カ 車両を借上げることで、突発的な故障等の不具合が生じた場合、修理や代車の手配など即時の対応が可能のため。（6件）

(2) 賃貸借契約の状況

契約方法は、指名競争入札による契約が多数を占め、随意契約としている場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び組合契約規則第19条に基づく契約が行われていた。

課名	指名競争入札	随意契約	計
庶務課	11件	3件	14件
廃棄物対策課	2件	1件	3件
施設管理課	5件	0件	5件
計	18件	4件	22件

(3) 賃貸借期間の設定

- ア 国税庁の定める主な減価償却資産の耐用年数を基に期間の設定を行っている。（20件）
- イ その他（2件）
 - ・複数年契約とすることで、単年度契約と比較して、安価になることが見込まれた。（ごみ分別アプリ借上）
 - ・本体の賃貸借期間と合わせた。（電算事務機器（追加）借上2）

(4) 維持管理

- ア サーバ等の機器類は施錠ができる管理棟電算室内に設置して、使用者は庶務課庶務担当に限られている。
- イ 貸与した事務機器は、専用ロッカーへ保管して管理を行うよう庶務課が指導している。
- ウ 庁用自動車等は車両の使用前にタイヤや車体に損傷がないかなどを確認するとともに、庁用自動車運行日誌に記録して管理を行っている。

(5) 災害時（事故）などの対応

車両などの借上については、組合において自賠責保険や任意保険に加入し、電子機器やシステム借上などについては、受託者が動産保険に加入し、万一の場合の事故や災害に備えている。

(6) 賃貸借料の支払

1ヶ月を単位とし支払を行っている。

※賃貸借料の支払額の推移は7ページのとおりである。

5 各課のヒアリング結果

各課が記入した、別紙資料1「組合で使用する事務処理等の賃貸借契約について」の調査票に基づき各課ごとにヒアリングを実施するとともに、必要書類の提出を求め監査を実施した。また、各賃貸借物件の管理保管状況を検査するため実地調査を実施した。

(1) 庶務課 ヒアリングの概要

- ア ごみ分別アプリ借上において、一部地域の収集品目表示に誤りがあり、古紙の収集日にガラス類の表示があった。
- イ ごみ分別アプリ借上の仕様書に見え消し箇所あったが、何字削除と記載されていなかった。
- ウ 複写機借上（管理棟）において、私的利用の確認がされていなかった。
- エ 複写機借上（ごみ処理施設、リサイクルプラザ）は、庶務課が契約を行っていた。
- オ 庁用自動車の任意保険の加入先について、民間及び全国市長会等や都市災害共済会などと比較していなかった。
- カ 庁用自動車の点検管理簿を車両管理責任者と安全運転管理者が、確認していなかった。
- キ 庁用自動車の運転日誌について、使用した課の所属長及び車両を管理している庶務課長が確認していなかった。

(2) 廃棄物対策課 ヒアリングの概要

ア 自動車番号認識システム借上において、メーカー保証後に保守点検契約がなされていない期間があった。

(3) 施設管理課 ヒアリングの概要

ア フォークリフト借上（2.5 tタイプ）の運転記録簿及び定期自主検査記録簿等において、課長が確認していなかった。

イ フォークリフト借上（2.0 tタイプ）の運転日誌において、課長が確認していなかった。

ウ アームロール車借上において、日常点検実施記録簿の点検実施者の氏名が確認できなかった。

エ アームロール車借上において、作業日誌に燃料補給量の記載がされていなかった。

オ ミニショベル借上において、運転記録簿及び作業日報を課長が確認していなかった。

第3 むすび

今回の監査は、組合で使用する事務処理等の賃貸借契約について、各課からのヒアリング及び現地調査を行い、契約事務手続きが適正に行われているか、契約内容の履行に必要な事項が仕様書等に明示されているか、効果と効率化はどのように行っているかを主眼に審査及び監査を実施した。

今後、賃貸借については、民法（明治29年法律第89号）第601条において、「当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約することによって、その効力を生ずる。」と定義されていることから、適正な賃貸借、使用、保管を行い、合理的かつ効果的で適正な事務を執行するよう検討・改善されることを期待し監査のむすびとする。

1 意見要望事項

(1) ごみ分別アプリ借上について

ごみ分別アプリの広報内容の更新を行う際に、情報開示責任者である庶務課長が更新内容を確認しているが、担当課の確認はされていなかった。内容が正確であるかのチェックを行い、両市の市民がより理解出来る内容にすることを望むものである。

(2) 複写機借上について

複写機を使用する場合において、個人使用についての明確な取扱基準が設けられていないため、取扱基準等を作成し管理することを望むものである。

(3) 複写機借上（ごみ処理施設、リサイクルプラザ）について

複写機の借上（ごみ処理施設、リサイクルプラザ）の予算科目が、一般管理費で予算措置され執行されていたが、廃棄物処理業務で使用するのであれば、各目的に沿った予算措置の検討を望むものである。

(4) 車両管理について

庁用自動車借上や重機借上の運転記録は、各所属課で記録し管理しているが、車両管理者、安全運転管理者の管理責任を問われる場合もあることから、管理責任者が確認することを望むものである。

<資料 目次>

	頁
◇資料1 「組合で使用する事務処理等の賃貸借契約について」調査票	14～15
◇資料2 国税庁の定める主な減価償却資産の耐用年数表・別表第1	16～19
◇資料3 蓮田白岡衛生組合契約規則（平成30年3月29日規則第3号）	20～31
◇資料4 現地調査の様子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32～33

資料 1

令和3年度定期監査兼行政監査「組合で使用する事務処理等の賃貸借契約について」調査票

1 取得目的等	(1)件名	
	(2)使用目的	
	(3)賃貸とした理由	
	(4)納入(設置)場所	
	(5)主な納入品	
	(6)賃貸期間の設定	
2 借入先、 契約方法、 契約期間 等	(1)支出科目	
	(2)入札方法(入札・随意契約)	
	(3)指名業者数	
	(4)契約業者名	
	(5)契約業者住所	
	(6)予定価格	
	(7)落札率	
	(8)契約金額	
	(9)変更契約額	
	(10)年度支払額	
	(11)月額支払額	
	(12)賃貸期間	
	(13)契約日	
	(14)納入検査	

3 借入後	(1)貸料の支払	
	(2)管理(保管状況)	
	(3)災害時(事故)などの対応	
	(4)故障時の対応	
	(5)点検方法	
4 再リース等の有無	(1)期間延長	あり・なし
	(2)期間延長の理由	
	(3)契約日	
	(4)契約金額	
	(5)契約期間	
	(6)年度支払額	
	(7)月額支払額	
5	導入後の効果、成果、業務検証	
6	添付書類 (契約書、管理台帳(写し)、保管の様子(写真)等)	

課 担当

資料 2

国税庁の定める主な減価償却資産の耐用年数 別表第1 「耐用年数表」

1 車両及び運搬具

構造又は用途	細 目	耐用年数	
鉄道用又は軌道用車両(架空索道用搬器を含む。)	電気又は蒸気機関車	18年	
	電車	13年	
	内燃動車(制御車及び附随車を含む。)	11年	
	貨車	高圧ボンベ車及び高圧タンク車	10年
		薬品タンク車及び冷凍車	12年
		その他のタンク車及び特殊構造車	15年
		その他のもの	20年
	線路建設保守用工作車	10年	
	鋼索鉄道用車両	15年	
	架空索道用搬器	閉鎖式のもの	10年
		その他のもの	5年
	無軌条電車	8年	
	その他のもの	20年	
特殊自動車(この項には、別表第2に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。)	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	5年	
	モータースノーパー及び除雪車	4年	
	タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したものの	小型車(じんかい車及びし尿車にあつては積載量が2トン以下、その他のものにあつては総排気量が2リットル以下のものをいう。)	3年
		その他のもの	4年
運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具(前掲のものを除く。)	自動車(二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。)		
	小型車(貨物自動車にあつては積載量が2トン以下、その他のものにあつては総排気量が2リットル以下のものをいう。)	3年	
	その他のもの	大型乗用車(総排気量が3リットル以上のものをいう。)	5年
		その他のもの	4年
	乗合自動車	5年	
	自転車及びリヤカー	2年	
	被けん引車その他のもの	4年	

1 車両及び運搬具

構造又は用途	細目	耐用年数
運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具(前掲のものを除く。)	自動車(二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。)	
	小型車(貨物自動車にあつては積載量が2トン以下、その他のものにあつては総排気量が2リットル以下のものをいう。)	3年
	その他のもの	
	大型乗用車(総排気量が3リットル以上のものをいう。)	5年
	その他のもの	4年
	乗合自動車	5年
	自転車及びリヤカー	2年
被けん引車その他のもの	4年	
前掲のもの以外のもの	自動車(二輪又は三輪自動車を除く。)	
	小型車(総排気量が0.66リットル以下のものをいう。)	4年
	その他のもの	
	貨物自動車	
	ダンプ式のもの	4年
	その他のもの	5年
	報道通信用のもの	5年
	その他のもの	6年
	二輪又は三輪自動車	3年
	自転車	2年
	鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車	
	金属製のもの	7年
	その他のもの	4年
	フォークリフト	4年
トロッキ		
金属製のもの	5年	
その他のもの	3年	
その他のもの		
自走能力を有するもの	7年	
その他のもの	4年	

2 器具及び備品

構造又は用途	細目	耐用年数
1.家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品 (他の項に掲げるものを除く。)	事務机、事務いす及びキャビネット	
	主として金属製のもの	15年
	その他のもの	8年
	応接セット	
	接客業用のもの	5年
	その他のもの	8年
	ベッド	
		8年
	児童用机及びいす	
		5年
	陳列だな及び陳列ケース	
	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6年
	その他のもの	8年
	その他の家具	
	接客業用のもの	5年
	その他のもの	
	主として金属製のもの	15年
	その他のもの	8年
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	
		5年
	冷房用又は暖房用機器	
		6年
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	
		6年
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。)	
		4年
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	
		3年
	じゅうたんその他の床用敷物	
	小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	3年
その他のもの	6年	
室内装飾品		
主として金属製のもの	15年	
その他のもの	8年	
食事又はちゅう房用品		
陶磁器製又はガラス製のもの	2年	
その他のもの	5年	
その他のもの		
主として金属製のもの	15年	
その他のもの	8年	

2 器具及び備品

構造又は用途	細 目	耐用年数	
2.事務機器及び通信機器	謄写機器及びタイプライター		
		孔版印刷又は印書業用のもの	3年
		その他のもの	5年
	電子計算機		
		パーソナルコンピューター(サーバー用のものを除く。)	4年
		その他のもの	5年
		複写機、計算機(電子計算機を除く。)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5年
		その他の事務機器	5年
		テレタイプライター及びファクシミリ	5年
		インターホーン及び放送用設備	6年
	電話設備その他の通信機器		
		デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6年
		その他のもの	10年

資料 3

○蓮田白岡衛生組合契約規則

平成30年3月29日規則第3号

蓮田白岡衛生組合契約規則

蓮田白岡衛生組合契約規則（平成11年蓮田白岡衛生組合規則第3号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 一般競争入札（第2条—第16条）
- 第3章 指名競争入札（第17条・第18条）
- 第4章 随意契約（第19条—第22条）
- 第5章 せり売り（第23条・第24条）
- 第6章 契約の締結（第25条—第29条）
- 第7章 契約の履行（第30条—第35条）
- 第8章 契約の解除（第36条・第37条）
- 第9章 監督及び検査（第38条—第41条）
- 第10章 雑則（第42条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、蓮田白岡衛生組合（以下「組合」という。）の行う契約に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般競争入札

（入札参加者の資格）

第2条 管理者は、必要があると認めるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。

2 管理者は、前項に規定する資格を定めたときは、掲示場への掲示その他の方法により公示しなければならない。

3 管理者は、第1項に規定する資格を定めたときは、定期又は随時に、一般競争入に参加しよう

とする者の申請により、その者が当該資格を有するかどうかを審査し、当該資格を有する者について、資格を有する者の名簿（以下「資格者名簿」という。）を作成するものとする。

（入札の公告）

第3条 令第167条の6第1項に規定する公告は、入札期日の10日前までに掲示その他の方法で行わなければならない。ただし、急を要する場合には、その期日を5日前までに短縮することができる。

（公告する事項）

第4条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- （1） 入札に付する事項
- （2） 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- （3） 契約条項を示す場所
- （4） 入札及び開札の場所並びに日時
- （5） 入札保証金に関する事項
- （6） 入札の無効に関する事項
- （7） 前各号に掲げるもののほか、入札に関し必要な事項

（入札保証金）

第5条 令第167条の7第1項に規定する規則で定める入札保証金の率又は額は、その入札に加わろうとする者の見積金額の100分の5以上とする。ただし、組合所有財産の売払に関する入札保証金の額については、管理者が別に定める。

2 一般競争入札の入札保証金は、入札の終了後、これを還付する。ただし、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合は、これを充当することができる。

3 令第167条の7第2項の規定による担保は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 国債又は地方債の証券
- （2） 鉄道債券その他の政府の保証のある債券
- （3） 銀行、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する債券
- （4） 銀行が振出し又は支払保証をした小切手
- （5） 銀行が引受け又は保証若しくは裏書をした手形
- （6） 銀行に対する定期預金債権

(小切手の現金化等)

第6条 前条第3項第4号に規定する小切手が担保として提供された場合において、契約締結前に当該小切手の提示期間が経過することとなるときは、管理者は、会計管理者をしてその取立て並びにその現金の保管をさせ、又は当該小切手に代わる入保証金の納付若しくは入札保証金納付に代える担保の提供を求めなければならない。

2 前項の規定は、入札保証金の納付に代えて担保として提供された手形が満期になった場合に準用する。

(担保の価値)

第7条 第5条第3項各号に規定する担保の価値は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第5条第3項第1号から同項第3号までに定める証券又は債権 額面金額又は登録金額
(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)

(2) 第5条第3項第4号から同項第6号までに定める小切手、手形又は債権 小切手金額、手形金額又は債権金額

(入札保証金の納付免除)

第8条 管理者は、一般競争入札に付する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 令第167条の5第1項に規定する資格を有する者で、過去2年の間に国、地方公共団体その他公共団体又は地方公社と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと管理者が認めるとき。

2 前項第1号に規定する入札保証保険契約を締結したことにより、入札保証金を納付しないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を組合に寄託しなければならない。

(予定価格の作成)

第9条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について仕様書、設計書等によって定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等

の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 前項の規定により予定価格を定める場合においては、契約の目的となる当該物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短その他必要な事項を考慮して適正に定めなければならない。
- 3 予定価格を記載した書面は、これを封書にし、開札の際これを開札の場所に置くものとする。
(最低制限価格)

第10条 令第167条の10第2項に規定する最低制限価格を設けるときは、前条第1項及び第2項の例によりその価格を定め、これを封書にして、開札の際これを開札の場所に置くものとする。

(入札の手続)

第11条 入札に参加しようとする者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印の上、指定の場所及び日時に、管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、入札保証金を要するものについては、当該入札保証金の領収書又は預り証を入札書に添付しなければならない。ただし、入札保証金の納付が事前に確認された場合は、この限りでない。
- 3 代理人が入札しようとするときは、委任状を入札前に管理者に提出しなければならない。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札
- (2) 入札者の記名押印のない入札書によって行われた入札
- (3) 記載すべき事項の記入のない入札書によって行われた入札又は記載事項を判読することができない入札書によって行われた入札
- (4) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の率又は額に達しない者がした入札
- (5) 金額を訂正した入札書によって行われた入札
- (6) 工事名、工事場所その他の記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札書によって行われた入札
- (7) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (8) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

(落札者への通知)

第13条 落札者を決定したときは、その旨を口頭又は書面により当該落札者に通知しなければならない。

(落札者の決定の失効)

第14条 落札者を決定した場合において、当該決定の通知が落札者に到達した日から7日以内蓮田白岡衛生組合の休日を定める条例（平成2年蓮田白岡衛生組合条例第1号）に規定する組合の休日を除く。）に当該落札者が契約の締結に応じないときは、その決定は、効力を失う。

2 管理者は、前項の契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年蓮田白岡衛生組合条例第5号）第2条の規定により議会の議決を必要とするとき又は特別の事情があると認めるときは、前項に規定する期間を延長することができる。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第15条 管理者は、令第167条の10第2項又は第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を定めたときは、その経過を明らかにした経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の関係書類とともに保存するものとする。

(再入札の場合の公告)

第16条 入札者又は落札者がいない場合（第14条第1項の規定により落札者の決定が失効した場合を含む。）において、更に公告して一般競争入札に付そうとするときは、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による公告の期日は、3日前まで短縮することができる。

第3章 指名競争入札

(入札者の指名等)

第17条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、資格者名簿に登載した者のうちから競争に参加する者をなるべく3者以上指名しなければならない。ただし、管理者が認める場合は、この限りではない。

2 前項の規定により指名競争入札に付する契約の入札者を指名したときは、当該入札者に対し、第4条第1号及び第3号から第7号までに規定する事項を、入札期日の前日までに通知するものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第18条 第2条及び第5条から第15条までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる予定価格)

第19条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(随意契約における手続の特例)

第20条 管理者は、令第167条の2第1項第3号又は第4号に掲げる場合による随意契約により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所
- (3) 契約を締結する時期
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

2 管理者は、前項の契約を締結したときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 契約の目的
- (3) 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所
- (4) 契約を締結した年月日
- (5) 契約金額
- (6) 契約の相手方を選定した理由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(見積書の徴取)

第21条 管理者は、随意契約を行う場合においては、契約の相手方から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 郵便切手、郵便はがき、収入印紙、収入証紙その他見積書を徴することが適当でないもの

を購入するとき。

- (2) 購入価格について協定が締結された物品を購入するとき。
- (3) 単価契約を締結したものに係る物品の購入等をするとき。
- (4) 非常災害時、又は非常災害時以外の場合であって人の生命、身体若しくは財産に重大な危害が及ぶおそれがあるときにおいて、緊急を要する物品の購入等をするとき。
- (5) 国、地方公共団体その他公共団体又は地方公社と契約をするとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が見積書を徴することが適当でないと認めた契約を締結するとき。

2 前項に規定する見積書は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、3者以上の相手方から徴さなければならない。

- (1) 10万円以下の契約をするとき。
- (2) 動物、機械、商工見本品、美術品等で他に求め難い特殊な物件を購入するとき。
- (3) 特殊な修繕をするとき。
- (4) 契約の内容の特殊性により、契約の相手方が特定される時。
- (5) 再度の入札に付し落札者がいないとき。

3 管理者は、随意契約を行う場合においては、次の各号のいずれかに該当するときを除き、予定価格を定めなければならない。

- (1) 第1項各号のいずれかに該当する契約をするとき。
- (2) 1件の予定価格が30万円以下の契約をするとき。
- (3) 前3号に掲げるもののほか、管理者が別に定める契約をするとき。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第22条 第9条第1項及び第2項の規定は、随意契約の場合に準用する。

第5章 せり売り

第23条 管理者は、動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、せり売りに付することができる。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第24条 第9条第1項及び第2項の規定は、せり売りの場合に準用する。

第6章 契約の締結

(契約書の作成)

第25条 管理者は、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

2 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の当事者
- (2) 契約の目的
- (3) 契約金額
- (4) 契約の履行の方法、期限又は期間及び場所
- (5) 契約保証金
- (6) 契約金の支払の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害
- (9) 危険負担
- (10) 瑕疵(かし)担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

3 第1項の場合において、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする契約については、仮契約書に議会の議決を得たときに本契約が成立する旨の文言を付記しなければならない。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第26条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、前条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約の内容が軽易で、かつ、その履行の確保が容易と認められる契約で、その契約金額が30万円以下のとき。
- (2) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (3) せり売りに付するとき。
- (4) 国、地方公共団体その他公共団体又は地方公社と契約するとき。
- (5) 郵便切手、郵便はがき、収入印紙、収入証紙その他これらに類する物品を購入するとき。

2 前項第1号の規定により契約書の作成を省略した場合においては、契約の適正な履行を確保するため、契約に必要な事項を記載した請書その他これに準ずる書類を提出させなければならない。

ただし、契約の内容により必要がないと認められるときは、この限りでない。

(契約保証金)

第27条 令第167条の16第1項に規定する規則で定める契約保証金の率又は額は、契約金額の100分の10以上とする。

2 第5条第3項の規定は、契約保証金に代えて担保を提供させる場合にこれを準用する。

(契約保証金の納付免除)

第28条 管理者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約の相手方が、保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国、地方公共団体その他公共団体又は地方公社と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て、誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が100万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 国、地方公共団体その他公共団体又は地方公社と契約を締結するとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと管理者が認めるとき。

(契約保証金の還付)

第29条 契約保証金は、契約の相手方が契約内容に従った履行を終了した後、還付する。

2 契約の変更による契約金額に減少があった場合において契約の相手方から要求があったときは、当該減少額に相当する割合の契約保証金を還付することができる。

第7章 契約の履行

(契約の履行の届出)

第30条 契約の相手方は、当該契約を全て契約内容に従い履行したときは、遅滞なくその旨を管理

者に届け出なければならない。

(履行期限の延長)

第31条 管理者は、契約の相手方が天災その他やむを得ない理由によって期限内に契約の履行ができないとして履行期限の延長の申出があつたときは、その事実を確認し、履行期限を延長することができる。

(履行遅延の場合における損害金)

第32条 管理者は、契約の相手方(前条の規定による履行期限の延長を認められた者を除く。)が、正当の理由がないのに契約の履行を遅延したときは、契約金額(工事請負契約については、契約金額から既済工事部分に相当する金額を控除した額とする。)につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額を損害金として徴収する。

(権利義務の譲渡禁止)

第33条 契約から生ずる権利又は義務は、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、管理者の承認を得た場合は、この限りでない。

(前金払)

第34条 管理者は、令附則第7条に規定する保証事業会社の保証に係る工事に要する経費については、別に定めるところにより前金払をすることができる。

(部分払の限度額)

第35条 管理者は、契約により、工事若しくは製造その他の請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払うことができる。

2 前項の場合における支払金額は、工事又は製造その他の請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の10分の9(管理者が特に必要と認めるものにあつては、10分の10)、物件の買入契約にあつてはその既納部分に対する代価を超えないものとする。

第8章 契約の解除

(契約の解除)

第36条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約の相手方がその責に帰すべき理由により履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、契約の履行に関し不正な行為があつたとき。

(契約解除の場合の権利の所属等)

第37条 前条の規定により契約を解除した場合において、物件の既納部分又は製造、修繕若しくは工事の既成部分で地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第1項に規定する検査に合格したものがあるときは、契約の相手方と協議の上、これを組合の所有とし、これに相当する代価を支払うものとする。

第9章 監督及び検査

(監督職員の一般的職務)

第38条 法第234条の2第1項の規定により監督に当たる職員（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、工事又は製造その他の請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。

2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督し、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において、特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(検査職員の一般的職務)

第39条 法第234条の2第1項の規定により検査に当たる職員（以下「検査職員」という。）は、工事若しくは製造その他の請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その受ける給付の完了の確認をするため、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 前項の規定は、給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を行うための検査に、これを準用する。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第40条 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

(監督又は検査を委託し行った場合の確認)

第41条 令第167条の15第4項の規定により、組合の職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を記載した書面を提出させなければならない。

第10章 雑則

(その他)

第42条 この規則に定めるもののほか、契約の事務手続に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

資料 4

現地調査の様子

令和4年1月25日（火）に現地確認を行った。

1 庶務課 人事給与システム借上（管理棟1階 電算機室）



人事給与システムが仕様書とおり動作しているか、また、管理は適正に行われているか確認した。

2 廃棄物対策課 自動車番号認識システム借上（計量器室）



自動車番号認識システムが仕様書通り動作しているか確認した。

3 施設管理課 ミニショベル借上



重機（ミニショベル）の車両が、仕様書通りに動作し、管理は適正におこなわれているか確認した。